

2 愛 給 第 38 号
令和 2 年 6 月 4 日

愛知中部水道企業団

指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団

給水課長 竹 内 稔
(公 印 省 略)

名古屋都市計画事業公園西駅周辺土地区画整理事業内（長久手市）における給水装置工事
の完了写真について（通知）

日頃より、本企業団の水道事業にご理解とご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして、長久手市役所建設部区画整理課から工事完了写真を提出するよう依頼がありました。

つきましては、今後、名古屋都市計画事業公園西駅周辺土地区画整理事業内で給水装置工事を施工する際は、工事完了写真を 2 部、本企業団に提出していただきますようお願いいたします。

なお、舗装本復旧を他社の施工で実施する場合、完了後の写真のみご提出いただいておりますが、本適用範囲での工事においては、舗装本復旧施工時の全ての工程の写真が必要となるため、ご注意ください。

今後とも、適切な施工管理を行って頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1 適用開始日

通知の日から適用する。

2 適用範囲

名古屋都市計画事業公園西駅周辺土地区画整理事業内（長久手市）

○問い合わせ先

給水課給水装置申請グループ

電話 0561-38-0035

FAX 0561-38-1427